

青梅市こども計画（原案） 概要版

第1章 計画の策定にあたって

計画原案本編p3～12

1 計画策定の背景と目的

「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもので、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

☆こどもまんなか社会☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

この「こども大綱」では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若

者育成支援推進大綱」および「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化され、さらに必要なこども施策を盛り込み、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことが示されました。

市では、令和5年4月からスタートした「第7次青梅市総合長期計画」（以下、「総合長期計画」という。）において、基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例」を制定する方向が示され、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって健やかに育っていく地域社会を実現する「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げ、こども・若者に重点をおいた施策を展開していくこととしました。

また、こども基本法の施行に合わせ、「青梅市こども家庭センター」を設置し、母子保健部門と児童福祉部門を統合し、切れ目の無い子育て支援や相談支援の充実を図りました。

令和6年3月には「青梅市こどもまんなか応援基金」を設置し、令和6年度から学校給食費の無償化や保育所等の副食費補助など、経済的な負担を軽減する子育て支援施策に取り組んでいます。

「青梅市こども基本条例」については、その制定に向けた具体的な取組の検討を始めたところです。

国や都の動向と総合長期計画の施策の方向性を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、ここに「青梅市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

3 本計画の対象

本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」全てと定めています。

なお、この計画は、子ども・子育て支援事業計画など関係する各計画を包含して策定するため、事業については、各法律または従前の計画にもとづく対象者および年齢とします。

計画名	根拠法令	対象者・年齢
こども計画	こども基本法	心身の発達の過程にある者全て
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための計画で、年齢の設定は無い
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	「子ども」は18歳未満、 「若者」は18歳～39歳まで
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	法に定めは無く、市では従前の計画にもとづき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

4 計画の策定体制

本計画は、「青梅市子ども・子育て会議」による審議、また「青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会・同部会」において、策定作業を重ねてきました。

また、市民の意見を集め、よりよい計画を検討するため、令和5年度には、市内の未就学児および小学生の保護者と中学生・高校生を対象とした「こども・子育て推進に関する実態調査」を、令和6年度には、小学生から高校生相当年齢までの「こどもアンケート」ならびに18歳から39歳までの「若者アンケート」を実施するとともに、こどもたちとの対話を通じた直接の意見聴取会を行ってきました。

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

計画原案本編p13～40

1 青梅市の状況

- <少子高齢化が進行>
- <家族構成の多様化と単独世帯の増加>
- <出生率の低下>
- <晩婚化や未婚化の進行>
- <少子化に伴いサービス利用児童が減少>

2 本計画で取り組むべき課題

統計資料やアンケート調査からみる市の現状および第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を踏まえた上で、市総合長期計画が10年後に目指す姿、およびこども大綱が示す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本計画において市が取り組むべき課題として、こども大綱に記載のこども施策に関する以下3つの重要事項を視点として整理します。

- (1) こどものライフステージを通じた重要事項
- (2) こどものライフステージ別の重要事項
- (3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

第3章 計画の基本的な考え方

計画原案本編p41～54

1 計画の基本方針

本計画は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、策定するものです。

以上を踏まえ、国の「こども大綱」を勘案し、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる目標を総合して、

本計画の基本方針を、

「こどもがまんなかのまちづくり」

とします。

なお、本計画における特に重要な施策について、具体的な取組を実施するための財源として、令和6年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用し、計画を滞りなく推進していきます。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本理念を定める「青梅市こども基本条例」の制定については、本計画の重要な施策のひとつとし、こどもや若者、市民との対話を積み重ね、作り上げていくこととします。

2 計画の目指すところ

基本方針を踏まえ、計画の目指すところとして、

(1) こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法の精神にのっとり全てのこどもの福祉の実現を目指す

※「ウェルビーイング」とは、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」を表す言葉です

(2) こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す

(3) 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

子育て当事者への支援の充実を目指す

の 3つを基本目標 とします。

3 計画の構成

[基本方針]

[基本目標]

[基本施策]

子どもがまんなかのまちづくり

1
こどもの
ウェルビーイングを実現します

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進およびヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2
こどもの成長に応じた
子育て・子育てを
支援します

①
誕生前から
幼児期まで

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実

②
学童期
・
思春期

- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

③
青年期

- (1) 就学支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 結婚を希望する方への支援
- (4) 相談体制の充実

3
保護者が安心して産み・育てることが
できる環境を確保します

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 男女協働の子育ての推進
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て相談・情報提供の充実
- (6) 持続可能な地域社会の形成

本計画は、こども家庭庁が示した「自治体こども計画策定のためのガイドライン（令和6年5月）」を踏まえ、左の図のとおり各施策を体系化することにより、基本目標の達成を目指すものです。

各基本目標に向けての各施策や事業については、以下とおり整理し、推進を図ることとします。

●基本施策／施策の展開

こども大綱で示された「こども施策に関する重要事項」、「こども施策に関する基本的な方針」、「3つの重要事項」を踏まえて、設定した3つの基本目標を達成するための施策を体系化しています。

この体系に則して、本計画に掲げる基本方針および基本目標達成のため、第4章に示す各事業を推進していきます。

●重点事業

基本方針および基本目標達成のため、計画期間中に重点的に取組を進めていく事業です。

●チャレンジ事業

基本方針および基本目標達成の目指す方向性を、さらに充実させるために、計画期間中に事業実施の検討に取り組む事業です。

「青梅市子ども・子育て会議」および「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会・同部会」において提案された意見、ならびに「こども若者意見聴取会」において得た意見を、事業化することについて検討していくものです。

また、基本施策において、対象となる事業が未実施となっている場合に、その実施を検討するものです。

基本目標1 こどものウェルビーイングを実現します

こども基本法の精神にのっとり、全てのこどもの福祉の実現を目指す

全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現します。

そのため、こども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていきます。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

●重点事業

	事業内容・目標
1	「青梅市こども基本条例」の制定
2	こどもの権利の周知・啓発
3	総合長期計画で示された各種居場所事業の検討
4	大型児童センターの設置に向けた検討
5	こどもまんなか応援基金の活用
6	こどもの意見聴取・意見表明機会の充実
7	こども家庭センター事業の充実
8	ヤングケアラー対策の推進

●チャレンジ事業

1. こどもの権利の保障に取り組む組織づくり
2. こども・中高生の居場所づくり
3. こどもを守る暴力防止のための予防教育プログラムの展開

基本目標2 こどもの成長に応じた子育て・子育てを支援します

こどもの成長に合わせた適切な支援の充実を目指す

① 誕生前から幼児期まで

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、周産期に求められる様々なニーズに対して、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制により、産前産後の支援の充実と体制強化への取組を進めていきます。

●重点事業

	事業内容・目標
1	母子保健事業の実施
2	子育て支援事業の充実
3	育児支援ヘルパー事業の活用普及

●チャレンジ事業

1. 若年妊婦への支援

② 学童期・思春期

中高生のアンケート調査では、自分に自信があると思う本市のこどもは、約5割程度となっており、こども家庭庁が行ったこども若者の自己肯定感の調査結果と比べ、低い数値となっています。

自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育て、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の段階に応じて身に付けることができるよう支援していきます。

●重点事業

	事業内容・目標
1	心身の健やかな成長のための相談支援体制の充実
2	誰もが参加できるあそびと体験の場の充実

●チャレンジ事業

1. 地域と連携した郷土愛を育む気運の醸成
2. 不登校や高校中退者への支援

③ 青年期

中高生アンケート調査では、理想的には、「大学まで」行きたいの割合が6割を超えています。現実的にはどうなるかでは、およそ10ポイント低下し、厳しいと考えている様子が伺えます。

進学を希望する若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援をしていきます。

また、若者の就職活動段階において、マッチングの向上等を図ることや、結婚を希望する方への支援として、出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させていきます。

●重点事業

	事業内容・目標
1	結婚した方、希望する方への支援の充実

●チャレンジ事業

1. 高校生・大学生との協働プロジェクト
2. 若者が気軽に利用できる居場所の整備
3. ユースヘルスケアへの取組
4. 若者の相談支援の体制整備

基本目標3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します

子育て当事者への支援の充実を目指す

本市では、子育て支援のための経済的負担軽減、地域ネットワークによる子育て・家庭教育支援、共働き家庭のワーク・ライフ・バランスの推進、ひとり親家庭への支援、子育て情報提供の充実、安全な外出環境の整備を進めています。

アンケート調査では、進学費用の支援、緊急時の預け先確保、職場の理解・協力、情報提供の充実、こどもの安全確保が重要とされています。今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

●重点事業

	事業内容・目標
1	学校給食費無償化の継続実施
2	保育所および幼稚園等の副食費補助の継続実施
3	子育て世代包括支援センター事業の充実
4	出産・子育て応援事業の実施
5	こどもに対する医療費助成制度の充実
6	ひとり親支援の充実
7	子育て情報の提供の充実

●チャレンジ事業

1. 一時預かり事業の拡充
2. 小学校始業前の児童の居場所確保
3. ひとり親家庭への支援の充実

4 計画全体の指標

計画全体の指標として、「こども大綱」に記載の指標ならびに数値目標等を参考に、下記の指標を設定しました。なお、一部の指標は、「こども大綱」に掲載されている指標そのものではなく、類似する項目を本市独自の指標として設定しています。

本計画のために実施したアンケート調査結果に基づいた数値が「現状値」として記載されています。「目標値」には、本市の状況を踏まえた計画期間中に達成すべき目標の値を記載しています。

今後も、毎年度アンケートを実施し、達成状況を確認していきます。

	項目	現状値	目標値
1	「子どもの権利」について、「聞いたことがある」と回答する小学生から18歳の割合	60.6%	80%以上
2	「将来、青梅市に住みたいと思う」と回答する中学生の割合	47.6%	60%以上
3	「自分に自信がある」と思う中高生の割合	47.3%	70%以上
4	「自分の将来の夢や目標を持っている」と回答するこどもの割合	63.6%	80%以上
5	困っていることや悩んでいることがあるとき「誰にも相談しない」と回答するこどもの割合	11.2%	3%以下
6	こどもにおけるヤングケアラーの認知度「知らない」と答える中高生の割合	48.4%	20%以下
7	青梅市の暮らしに満足している若者の割合	70%	80%以上

第4章 こども・子育て支援施策の具体的な展開

計画原案本編p55～76

第3章で示した各基本目標と、その基本施策および施策の展開の項目について、各実施事業とその内容、および主な担当課を記載しています。

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画原案本編p77～112

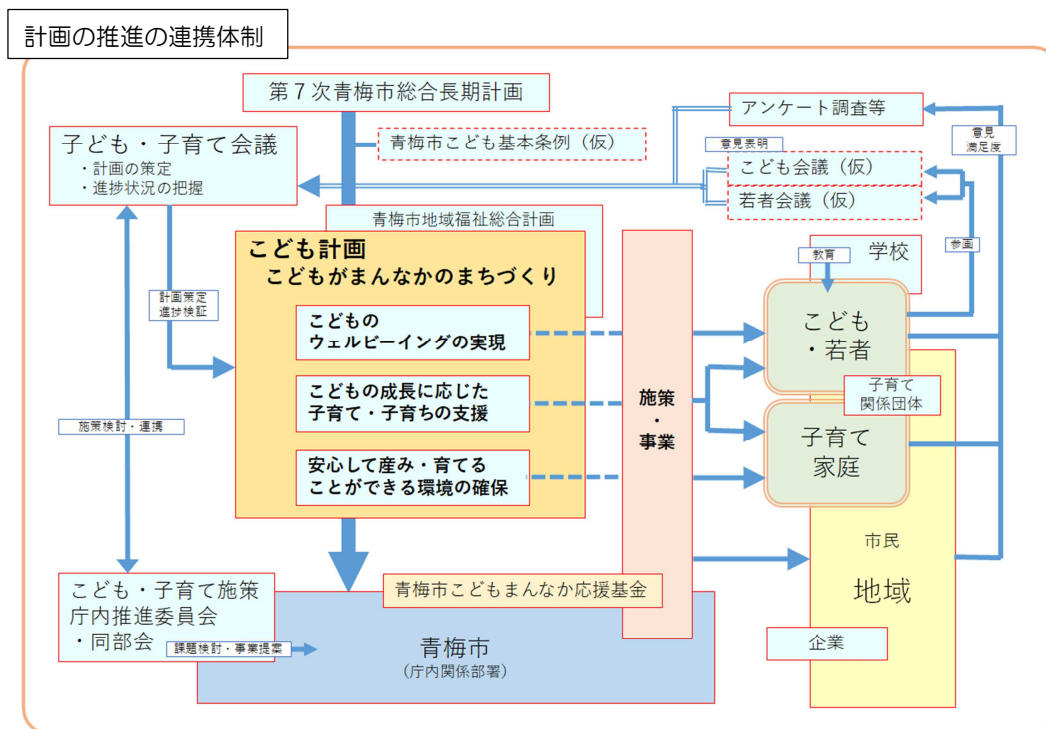
「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」について、従来の第二期青梅市子ども・子育て支援事業計画計画を更新、法改正に応じた新たな事業を加えたうえで、各事業の利用者推計や確保提供数、確保の方策等について記載しています。

第6章 計画の推進体制

計画原案本編p113～117

「こどもがまんなかのまちづくり」を目指して、子ども・子育て会議や、庁内関係部署、教育委員会、地域、子育て関係団体、企業等が連携して、こども・若者・子育てに関する施策を推進していくこととし、こども・若者、市民の参画と協働により取り組みを進めていきます。(右図参照)

計画の進行管理は、PDCAサイクルプロセスに、アンケート意見を踏まえた事業評価を取り入れ、各年度施策の検証を行い、業務改善を図りながら、目標達成に向けた進捗状況の確認・評価を継続的に行っていきます。



こどもや若者の視点に立ち、意見を受けとめ、こどもにとって最善の利益を第一に考える
「こどもの権利」を尊重する地域社会の形成

市民

市民一人ひとりが、「こどもの権利」を十分に理解し、こども・若者の育ちを支えていく社会の一員であることを認識するとともに、自分の子育てと他人の子育てに関心を持ちながら、生活していくことが大切です。

地域

地域社会は、こどもを含め、そこに住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。こども・若者は次代を担うかけがえのない「宝」であり、自治会や隣近所など地域全体が協力し合って、こどもの成長や若者の交流を見守り、育んでいくことが大切です。

家庭

家庭は、こども・若者の人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割を持ちます。思いやりや自主性、責任感などを育むため、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくとともに、やすらぎのあるふれあいのもと、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。

こども・若者

「こどもの権利」をこども自身が認識し、大人たちから見守られながら成長していくことが大切です。
「こどもの権利」4つの原則
・差別のないこと
・こどもにとって最もよいこと
・命を守られ成長できること
・こどもが意味のある参加ができること

学校

学校は、こどもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場です。人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域と協調・連携し、多様な体験を通じて、「生きる力」を身につけられるよう教育を推進していくことが大切です。

企業

企業は、従業員が子育てしながら働き続けることができるよう、バランスのとれたゆとりのある就業環境や条件の整備を進めることが大切です。また、地域と密接に関わり、子育てしやすい地域社会へのより一層の貢献と参画が図られることが期待されます。

行政

市は、「こどもの権利」および「こども計画」を広く市民に知らせ、認識の普及を図るとともに、家庭、学校、地域、企業と連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、こども・若者などへの支援にかかる事業を展開します。また、こども・若者本人の要望や意見、子育て家庭の要望などに対して真摯に耳を傾け、そのニーズに対応し、幅広い視点から総合的にこども施策を推進していくことが求められています。